

高知地方・家庭裁判所合同委員会（第27回）議事概要

1 日 時

平成29年7月11日（火）午後3時から午後5時5分まで

2 場 所

高知地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員（五十音順，敬称略）

ア 地方裁判所委員会委員

大 谷 英 二

岡 本 佐代子

齋 藤 大 巳（家庭裁判所委員会委員を兼任）

島 根 豪（家庭裁判所委員会委員を兼任）

長 山 育 男

野 並 誠 二

畠 中 智 子

藤 田 真 一

藤 田 直 義

宮 地 宏 明

山 田 裕 文

イ 家庭裁判所委員会委員

赤 松 正 規

有 田 尚 美

稲 玉 祐

川 添 宣 和

近 藤 邦 夫

齋藤 大 巳（地方裁判所委員会委員を兼任）

島根 豪（地方裁判所委員会委員を兼任）

鈴江 功 武

福島 和 彦

(2) 事務担当者等

高津 文 昭（高知地方裁判所事務局長）

藤本 薫（高知家庭裁判所事務局長）

河野 博文（高知地方裁判所民事首席書記官）

立道 包 壽（高知地方裁判所刑事首席書記官）

八木 哲 也（高知家庭裁判所首席家庭裁判所調査官）

小西 孝 雄（高知家庭裁判所首席書記官）

佐野 真 一（高知地方裁判所事務局総務課長）

高尾 愉 理（高知家庭裁判所事務局総務課長）

森田 真由美（高知地方裁判所事務局総務課課長補佐）

市原 昌 彦（高知家庭裁判所事務局総務課課長補佐）

4 議事

(1) テーマ

裁判所における被害者保護・被害者配慮の運用について

(2) 意見交換等

ア 山田裕文刑事部総括裁判官から，裁判所における被害者保護・被害者配慮制度の概要及び運用状況について説明し，立道刑事首席書記官の案内で204号法廷等においてビデオリンク方式による証人尋問及び遮へい措置の実演を見学した。

イ 意見交換（○：委員，●：主に説明を担当した委員，事務担当者等）

裁判所の取組に対する印象，意見等について

○ ビデオリンク方式では，証人は法廷とは別の場所にいるが，被告人は

証人の顔を見ることができることになり、遮へい措置では、証人は被告人に顔を見られないが、被告人と一緒にスペースにいることになりませんが、法廷とは別の場所にて、かつ、被告人に顔を見せないというように、二つの制度の間をとることはできないのでしょうか。

- そのようなケースでは、ビデオリンク方式と遮へい措置を併用することができます。その場合には、例えば、ビデオリンク方式を採用して傍聴席との間で遮へいを行うと、傍聴席用のモニター画面を消して、傍聴席から証人の映像が見えないようにします。また、被告人との間で遮へいを行うと、被告人には映像を見せないようにします。
- 自分が証人になる場合を想定すると、被告人と一緒に法廷は避けたいという理由でビデオリンク方式を選択するのではないかと思います。その場合、法廷で自分の姿がどのような形で映し出されるのかという点について、詳細な説明はなされているのでしょうか。
- 裁判所と証人は、第一次的にはあまり接触はしません。最初に証人と接触するのは検察官になります。検察官は証人と様々な話をしますので、その中で制度の説明をされているのではないかと思います。
- 証人の方に法廷で証言をしていただくにあたっては、遮へいやビデオリンクの制度についての説明をしています。検察官としても法廷の大画面に被害者が大きく映し出されることは望んでおりませんので、通常は検察官側から、「そのようなことになっては困りますよね。」という形で説明をしています。
- 通常であれば傍聴席からは証人の背中しか見えないのに、ビデオリンク方式を選択した場合にだけ、証人の顔を正面から映す必要はないのではないかと、法廷にモニターの大画面が必要なかと不思議に思いました。
- あの画面は、書画カメラから証拠を映すための画面でもあります。
- ビデオリンク方式であっても、法廷では証人の生の声が聞こえてきま

すが、音声を変えたりはしないのでしょうか。

- テレビなどでは被害者の音声を変えていることがありますが、証人尋問にあたっては、そのような発想はありませんでした。被害者保護は必要ですが、その一方で、法廷で有罪、無罪を争っている被告人の利益という点も考えなければなりません。被告人は被害者の証言内容を争っているのです、音声を変えたことで、どのような雰囲気話しているのかが弁護士と被告人に伝わらないということになれば、反対尋問権を制限しすぎるのではないかとこのところから、音声を変えるということには至らなかったのではないかと思います。確かに、被害者の側からするとそのあたりも気になる場所かもしれません。
- 証人の方に法廷に来てもらうのは、事実関係に争いがある場合が大半なので、それを判断するにあたっては、本人の生の声を聞いていただきたいという思いがあります。証人の表情や声のトーンで証言内容が本当かどうか分かりやすいと思います。ビデオリンク方式を採用した場合には、少なくとも生の声は聞いていただきたいと思います。
- 証人は健常者ばかりではないと思いますが、話すことができない人はどのようにするのでしょうか。また、精神的に話すことが難しい人の場合は、誰かが代わりに話すことはできるのでしょうか。
- 障がいがあって話すことができない場合は、例えば、手話通訳などの別の手段を利用するなどして、法廷内でのやりとりが訴訟当事者、傍聴人にもわかる形で尋問することになります。

精神的に話すことができない状況の場合は、争いがある事案では、被告人に対して反対尋問権を保障する必要がありますので、なるべく証人に話してもらう方向で努力することが原則となります。それができない場合には、要件を充たせば、法廷外の場所で検察官が聴取したものを代替的に証拠として法廷に提出し、それをもとに判断することになります。

- ビデオリンク方式や遮へい措置を採用した場合でも、裁判官、弁護人、検察官には映像は見えているのでしょうか。
- 見えています。
- 平成28年度の統計資料のデータを見ると、ビデオリンク方式より遮へい措置の方が利用されているようですが、どちらを選択するかは証人側の意向で決まるのでしょうか。
- 一次的には、被害者の希望が検察官に伝わり、それに対する検察官の意見が裁判所に届きますので、それを前提に裁判所が判断しています。基本的には被害者の要望に沿うことが多いと思います。
- 性犯罪の事件で証人尋問になる場合は、ほとんどが遮へい措置を利用しているのではないかと思います。
- 性犯罪で遮へい措置を断った被害者は記憶にありません。少なくとも遮へい措置はとっていただいています。
- 平成27年は性犯罪が少なかったのでしょうか。
- 性犯罪で争いのある事件が少なかったということになります。争いがなければ、弁護人としてもあまり被害者を法廷に出したいとは思われないので、書面だけで終わらせることが多くなります。性犯罪や暴力団関係の事件など、被害者が被告人と接したくない事案で、かつ、争いのある事件がこの程度の件数であったと考えていただければと思います。
- 例えば、性犯罪で全員が遮へい措置を希望したというように、補足的な説明が数値の横に添えてあれば、統計数値を読み解くことができるのではないのでしょうか。
- 統計資料に関して御指摘いただいた点についての検討が足りず、申し訳ありませんでした。数値の意味について、具体的なイメージが持てるような形で示すことができればよかったと思います。どのような

事案で遮へい措置をとったかについては、事案の内容に関する統計をとっていないため、そのような形で統計資料を出すのは難しい面があります。我々が審理をする中で遮へい措置をとった事案には、性犯罪の被害者や暴力団関係の事件で証言をすることで報復のおそれのあるようなケースが多いです。

- 遮へい措置を利用したけれど、これはまずかったとの意見が出されたことはありませんか。
- 証人尋問をする中で、ビデオリンク方式や遮へい措置をとることで心証が得られないと判断した場合は取り消すことになっています。裁判所が取り消さずに最後まで行ったということは、少なくとも裁判体としては十分に心証を得ることができると判断していたということになります。それについて当事者からその場で意見が出れば、異議の申出となります。異議が出ても、我々が違う判断をすれば却下することになります。最終的には高等裁判所に控訴することができます。
- 別室でビデオリンクを行う場合の動線について、証人が出入りするときに姿を見られたりしないかという点が気になりました。ビデオリンクの別室として使用する部屋が周知されてしまうと、遮へい措置の意味がなくなってしまうのではないかという懸念を感じました。
- 意見として承っておきます。
- ビデオリンク方式と遮へい措置のいずれでも、性犯罪の被害者が法廷で話をするとき正面から質問を受けていましたが、正面に配置すると圧迫感を感じることがあります。可能であれば、小さい画面を選択できるようにしたり、配置を事前に選択できるようにするなどの工夫ができれば、より話しやすい環境を作れるのではないのでしょうか。
- ありがとうございます。法廷の構造もあって、正面から聞くことが基本になるというところがありますが、画面の点などは配慮するにあ

たって参考にさせていただきたいと思います。

- 同一裁判所内でなくともビデオリンク方式を利用できる場合というのは、どのようなケースを想定しているのでしょうか。
- 同一の裁判所内にビデオリンクの部屋が設けられていると、例えば、暴力団関係の事件で組織的に被害者に対して圧迫するような状況がある事案の場合など、証人を尾行して自宅が判明するおそれがあるようなケースを想定しています。このようなケースでは、別の裁判所に出頭して証人尋問をすることができます。
- 付添人に何らかの制限はありますか。
- 付添の目的を達成するためには、証人が安心して証言できるような状況でなければなりませんので、そのような信頼のおける人である必要があります。ただし、例えば、感情的になったり、証人の証言を遮ったりするような付添人であれば、法廷で真実を発見するという目的を達するにあたって妨げになりますので、このような場合は付添人は認められないということになります。付添人の妥当性については裁判所が判断します。
- 優先傍聴の人数に制限はありますか。
- 人数の定めに関する規定はなく、配慮するとの定めになっています。他とのバランスを考えて、最終的には裁判所が妥当な範囲で決めることとなります。
- 被害者参加をする事件は、一定の大きな事件である裁判員裁判の事件になるのではないかと思います。被害者が参加して意見を述べることで、裁判員の琴線に触れ、判例以上に重い罪になるという傾向はないのでしょうか。あるとすれば、裁判長としてどのようにバランスをとっているのでしょうか。
- 難しい質問ですね。裁判員の方にとって、被害者本人やその家族が

法廷で述べることはかなり影響があると思います。そもそも裁判に影響を与えたいということでこのような制度を求めてきたところもあります。全く影響がないとすると、このような制度を設けた意味があるのかということになってしまいます。しかし、これまでの裁判例からして極端に重い罪ということになれば、あまりにも被告人にとって不公平となります。判決には公平性が必要であり、被害者の感情のみを重視して量刑を判断することは相当ではないということ、折に触れて裁判官から裁判員の方に説明し、理解を得ていく必要があります。これまでの裁判官裁判でやっていた結論が続くことがいいと考えているわけではなく、市民感覚を取り入れることとのバランスが難しいところです。そのバランスを考えながら試行錯誤しています。

● 活発な議論をいただき、ありがとうございました。

ウ 藤本家庭裁判所事務局長から、「利用しやすい裁判所」（第25回高知地方・家庭裁判所合同委員会のテーマ）を実現するために、裁判所で検討した結果について報告を行った。

## 5 次回開催予定

### (1) 地方裁判所委員会

ア 開催日

平成30年1月17日（水）

イ テーマ

不動産競売の実情と課題について

### (2) 家庭裁判所委員会

ア 開催日

平成30年1月23日（火）

イ テーマ

障がい者への配慮について



(3) 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室